

## 6 防災・減災，国土強靱化のための対策について

(総務省・財務省・国土交通省・農林水産省関係)

### 要望内容

#### 財政措置

「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」以降の財源確保

### (要 旨)

本市では，平成11年6月豪雨災害を始め，平成26年8月さらには平成30年7月豪雨災害により，度重なる多大な被害を受けてきており，防災インフラの整備推進は喫緊の課題となっています。

こうした中，国におかれては，平成30年7月豪雨災害等で明らかになった課題に対応するため，平成30年12月に令和2年度までの「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という。）が閣議決定されるとともに，これを着実に実行するための臨時・特別の措置を講じていただいております。

また，3か年緊急対策と連携しつつ，地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため，令和元年度から令和2年度までの「緊急自然災害防止対策事業債」（以下「事業債」という。）を創設していただいております。

これまで，これらの制度を活用しながら市民の生命，財産を守る防災インフラの整備を推し進めてきましたが，コロナ禍の影響も重なる中，3か年の限定期間では道半ばとならざるを得ず，災害を経験した市民の不安を払拭するには到底及ばない状況です。

つきましては，3か年緊急対策以降においても，引き続き，臨時・特別の措置や事業債などによる必要な財源の確保について，格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 本市が実施している「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業

- (1) 橋りょうの耐震補強対策
- (2) 道路の法面・盛土対策
- (3) 道路の無電柱化対策

<対策事例>



- (4) 浸水被害対策
- (5) 下水道施設の電力供給停止時の操作確保に関する対策
- (6) 下水処理場などの耐震対策
- (7) 下水道管路の耐震対策

<対策事例>



- (8) 河川改修

2 本市が実施している緊急自然災害防止対策事業

- (1) 道路の法面・盛土対策
- (2) 急傾斜地崩壊対策

<対策事例>



- (3) 普通河川改良
- (4) 小規模崩壊対策